平成２６年（フ）第２６３号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目83番地１　テスラ６号
債務者　小池　京子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
千葉県香取市佐原ホ678番地　オオサキアパート１―11
債務者　松橋　直美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市稲熊町字山神戸15番地１　ヒルズ山神戸103
債務者　木戸　絢菜
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
大阪府泉大津市千原町１丁目９番４号、前住所大阪府泉大津市千原町２丁目４番７号マンション西喜302号
債務者　堀本　聡也
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
大阪府岸和田市上町23番24号
債務者　岡田　豊子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市三田町1063番地の１フェニックス三田203号
債務者　木脇　進
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
大阪府泉佐野市日根野5700番地の70
債務者　浦野　悟
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―617号
債務者　六車　智嘉
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
大阪府阪南市石田600番地の６―37棟404号
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
大阪府岸和田市春木本町７番１―704号
債務者　増田　匠（旧姓定方）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
大阪府和泉市三林町1273番地の20
債務者　菱田知奈美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４７号
大阪府和泉市唐国町３丁目17番33号
債務者　上代　孝一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
大阪府岸和田市春木泉町１番４―308号
債務者　足立　晃敬
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20―６―201号
債務者　柳井　茂
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
奈良県五條市住川町161番地の３　住川ハイツ203
債務者　大倉　麻里
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１２０１号
札幌市南区真駒内本町５丁目１番８―401号
債務者　徳田　琢
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１９号
北海道北広島市北進町２丁目１番地　７―302
債務者　日浦　基至
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部